



<https://roukikounan.com/>

発行 ● 江南労働基準協会

☎483-8164 江南市木賀東町新塚220-1

電話〈0587〉55-2341 携帯070-4470-4797

FAX〈0587〉55-6125

令和7年5月号

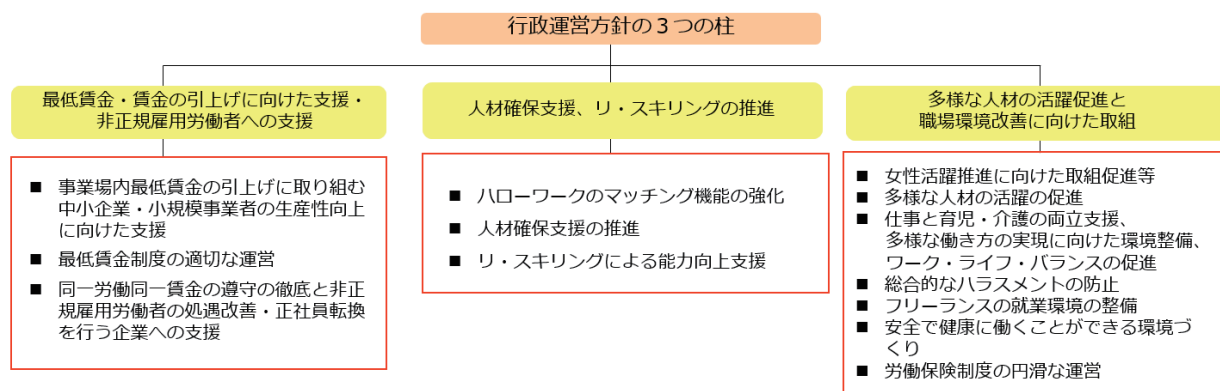
令和7年度 愛知労働局行政運営方針

令和7年度の愛知労働局行政運営方針においては、以下の3つの柱に基づき、自治体、労使団体、関係機関とも連携を図り、効果的・効率的な行政運営に取り組んでまいります。

行政運営方針の3つの柱

- 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援
- 人材確保支援、リ・スキリングの推進
- 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

令和7年度愛知労働局行政運営方針の概要



労働基準部関係の取組

- 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援・非正規雇用労働者への支援
 - (1) 事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援
 - (2) 最低賃金制度の適切な運営
- 2 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

安全で健康に働くことができる環境づくり

 - ・長時間労働の抑制
 - ・労働条件の確保・改善対策
 - ・14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
 - ・労災保険給付の迅速・適正な処理



労働基準部関係の取組の概要(抜粋)

【監督課】

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援・非正規雇用労働者への支援

(1) 事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援

- 個々の企業が自らのニーズに沿った助成金を利用することができるよう、業務改善助成金、働き方改革推進支援助成金、キャリアアップ助成金等をまとめて紹介する「賃上げ」支援助成金パッケージを周知する。

■ 最低賃金額の周知及び遵守の徹底

- これまでの監督指導の結果や労働相談等の各種情報を踏まえ、最低賃金の遵守を図るため、履行確保上問題があると考えられる業種等に対して重点的に監督指導等を行う。

2 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

(1) 安全で健康に働くことができる環境づくり

■ 長時間労働の抑制

- 各種情報から、時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を中心に、監督指導を実施する。また、過労死等を発生させた事業場に対しては、企業本社における全社的な再発防止対策を指導する。

■ 労働条件の確保・改善対策

- 監督指導を通じて、事業場における基本的労働条件の枠組みや管理体制の確立を図り、労働基準関係法令の遵守を図る。
- 重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められる事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処する。
- 技能実習生等の外国人労働者については、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場や名古屋出入国在留管理局・外国人技能実習機構との相互通報制度により通報があった事業場等に対し監督指導を実施する。
- 自動車運転者については、違法な長時間労働等が疑われる事業場や愛知運輸支局との相互通報制度により通報があった事業場等に対し監督指導を実施する。また、愛知運輸支局との合同監督・監査を実施する。

■ 14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

- リスクアセスメントのプロセスには、現場の実態把握を含めていることから、これを通じて経営上必要な視点である「PQCD SME」を一体的に捉え、それらを同時に高める戦略的手法を「安全経営あいち®」として提唱し、推進する。

《リスクアセスメント出前講座の利用促進》

- 「安全経営あいち®」の中核であるとともに、機械の包括的な安全基準に関する指針、化学物質の自律的管理でも必須となる、リスクアセスメントの理解促進のため、出前講座を積極的に広報し、利用を促す。

《製造業対策》

- 「機械の包括的な安全基準」に基づいて、機械メーカーからユーザーに対する使用上の情報提供の確実な実施及び当該情報を踏まえたリスクアセスメント等の実施について、丁寧な指導援助を行う。
- 既存の動力機械について、労働者の注意力によってのみ、安全を担保する措置から、必要な保護方策を追加する等の指導を徹底する。

■ 労災保険給付の迅速・適正な処理

- 労災保険給付の請求に対しては、請求受付後、速やかに必要な調査を実施し、管理者による組織的な進行管理を徹底する等、迅速な事務処理を推進するとともに、法令、認定基準等に基づいた適切な認定を行う。

6月1日から職場における熱中症対策について労働安全衛生規則の一部が改正されます

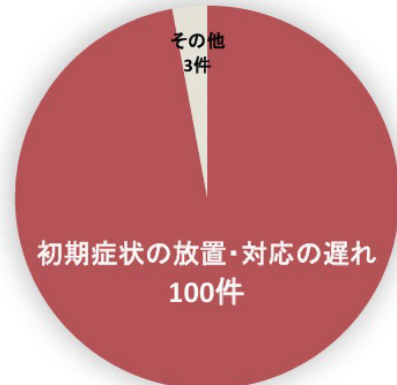
熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における熱中症による死亡災害の傾向

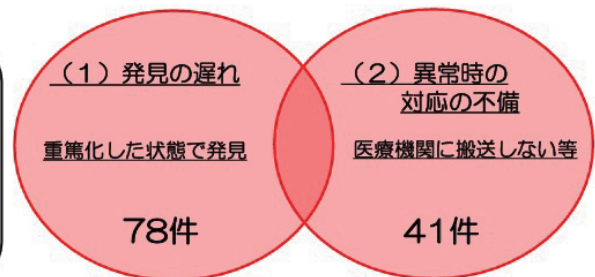
第174回提出資料

- 死亡災害が2年連続で30人を超え、令和6年もそれを上回るペースで発生
- 熱中症は死亡災害に至る割合が他の災害の約5～6倍
- 死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念
- **ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」**

熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果



100件の内容は以下のとおり



早急に求められる対策

「熱中症対策基本要綱」や「クールワークキャンペーン実施要領」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、**現場において、死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施**が必要

第175回 安全衛生分科会資料

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正の趣旨

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を義務付ける。

2 改正の概要

○ 以下1、2の事項を事業者に義務付けること。

1 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、

- ①「熱中症の自覚症状がある作業員」
- ②「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」

がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

- ①作業からの離脱
- ②身体のコレ
- ③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
- ④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

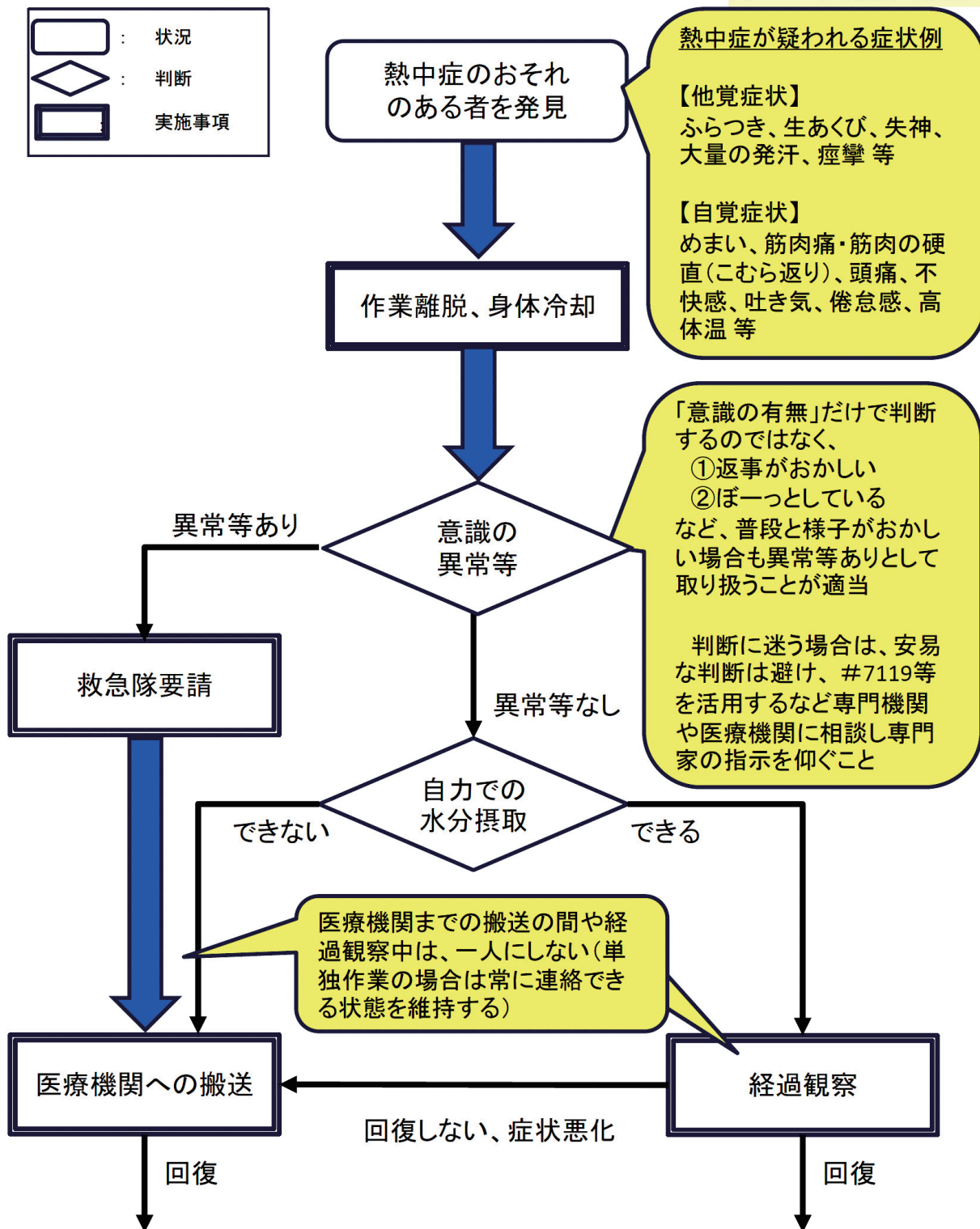
など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

※ WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

熱中症のおそれのある者に対する処置の例(フロー図)

別添①

第174回提出資料



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく

第174回安全衛生分科会資料より

令和6年度監督実施状況の詳説(2)

3月号協会報に掲載した主な安全衛生関係違反事項についてその内容を詳しく解説します。

○健診結果の医師等の意見聴取

事業者は、健康診断等の結果、異常の所見があると診断された労働者について、就業上の措置について、3か月以内に医師または歯科医師の意見を聴かなければなりません（労働安全衛生法第66条の4）

労働安全衛生法第66条の4では、「事業者は、第66条第1項から第4項まで若しくは第5項ただし書又は第66条の2の規定による健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。」

厚生労働省令の定めは、労働安全衛生規則第51条の2で、「第43条等の健康診断の結果に基づく法第66条の4の規定による医師又は歯科医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 第43条等の健康診断が行われた日（法第66条第5項ただし書の場合にあつては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日）から3月以内に行うこと。

二 聴取した医師又は歯科医師の意見を健康診断個人票に記載すること。」

と規定しています。

適切に意見を聴くために、必要に応じ、意見を聴く医師等に対し、労働者に係る作業環境、労働時間、労働密度、深夜業の回数及び時間数、作業態様、作業負荷の状況、過去の健康診断の結果等に関する情報及び職場巡視の機会を提供し、また、健康診断の結果のみでは労働者の身体的又は精神的状態を判断するための情報が十分でない場合は、労働者との面接の機会を提供することが適当です。

また、事業者は、上記の医師等の意見を勘案し必要がある場合は、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずる必要があります（労働安全衛生法第66条の5）。

事後措置のため求める意見は以下のとおりです。

(1) 就業区分及びその内容についての意見

就業の区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、作業転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる
要休業	勤務を休む必要があるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる

(2) 作業環境管理及び作業管理についての意見 健康診断の結果、作業環境管理及び作業管理を見直す必要がある場合には、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、作業方法の改善その他の適切な措置の必要性について意見を求めます。

(注「健康診断結果に基づき事業者が構すべき措置に関する指針」(平成8年10月1日労働省公示第1号、改正平成20年1月31日厚生労働省公示第7号)

主な安全衛生関係違反事項

違反内容	違反件数
安全基準	51
健診結果の医師等の意見聴取	27
健康診断	16
労働時間の状況把握	12
定期自主検査	10

様式第5号(第51条関係)(2)(裏面)

健診年月日	年	月	日	年	月
その他の法定検査					
その他の検査					
医師の診断					
健康診断を実施した医師の氏名◎					
医師の意見					
意見を述べた医師の氏名◎					
歯科医師による健康診断					
歯科医師による健康診断を実施した歯科医師の氏名◎					
歯科医師の意見					
意見を述べた歯科医師の氏名◎					
備考					

(備考)

1. 労働安全衛生規則第44条 第45条若しくは

意見を聴く医師等

- ・産業医
- ・産業医の選任義務のない規模50人未満の事業場は、労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師等（地域産業保健センターの相談窓口の活用）

江南監督署管内の産業医の選任義務のない50人未満事業場の方は、尾張北部地域産業保健センターをご利用ください。

利用するにはどうすればいいのですか？

完全予約制ですので、尾張北部地域産業保健センターへお申し込みください。

月曜日～金曜日（除く祝日、年末年始）
9:00～12:00 13:00～16:00

ホームページ <http://www.bihoku.aichi.med.or.jp/>
 から地域産業保健センターへアクセスしてください。
 「健康相談・面接指導利用申込書」は、
 ホームページからダウンロードできます。



尾張北部地域産業保健センター
 〒480-0144 丹羽郡大口町下小口六丁目122-2（尾北医師会館内）
TEL.0587-95-7020 FAX.0587-95-7021
 ホームページ <http://www.bihoku.aichi.med.or.jp/>
 E-mail sanpo@bihoku.aichi.med.or.jp



○ 一般健康診断の種類等

一般健康診断は、その結果に基づく健康診断個人票の作成と5年間の保存義務があります。

また、下記②、③の健康診断については、常時50人以上の労働者を使用する事業者は、「定期健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に報告する必要があります。

一般健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
① 雇入時の健康診断 (労働安全衛生規則第43条)	常時使用する労働者	雇い入れの際
② 定期健康診断 (労働安全衛生規則第44条)	常時使用する労働者	1年以内毎に1回定期に
③ 特定業務従事者の健康診断 (労働安全衛生規則第45条)	労働安全衛生規則第13条第1項 第2号※に掲げる業務に常時従 事する労働者	配置替えの際及び6月以内毎に1 回定期に
④ 海外派遣労働者の健康診断 (労働安全衛生規則第45条の2)	6か月以上海外に派遣する労働者	海外に派遣する際及び帰国後に 国内における業務に就かせる際

※ 労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務（抜粋）

イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務

ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務

ホ 異常気圧下における業務

ヘ さく岩機、鋳打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務

ト 重量物の取扱い等重激な業務

チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務

ヌ 深夜業を含む業務

ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務

ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

ワ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務



監修 医療法人誠友会 森口耳鼻咽喉科
院長 森口誠

耳のお悩み

日々の生活を送る上で、人の悩みは尽きないもの。このページでは身体の部位別に関してお悩みをお聞きます。あなたのカラダはいかがですか？



朝起きたら右耳が聞こえにくい気がする…

**突発性難聴の可能性が
あります**



突然片耳（まれに両耳）の聞こえが悪くなる疾患です。どの年代の人にも起こりますが、特に40～60代に多く見られます。**電話やテレビの音が急に聞こえなくなり発症に気づく人が多いですが、何となく耳がおかしい程度の自覚しかない場合もあるので、注意が必要です。**

耳鳴りや耳が詰まった感じはありますか？ 難聴というほとんど聞こえないくらい聴力が低下すると思われがちですが、耳の違和感を感じて受診したら突発性難聴だったというケースもあります。**すぐに耳鼻科を受診してください。**

治療は、ステロイド薬などの薬物療法が中心となります。発症後1週間以内の早い時期に適切な治療を受けることで効果が見込まれますが、**治療開始が遅れてしまうと症状が残る確率が高くなってしまいます。**おかしいなと思ったらすぐに耳鼻科を受診し、**早期治療することが大切です。**



これらの症状前後に耳が聞こえにくくなったら

すぐに耳鼻科を受診！

- ・聞こえがおかしい
- ・耳の閉塞感がある
- ・耳鳴りがする
- ・めまいがする



ヘッドホンをよく使いますが、耳に悪いと聞きました

**ヘッドホン難聴に
気をつけてください**



ヘッドホン難聴とは、長時間大きな音を聴き続けることにより、音を脳に伝えるための細胞が壊れて聴力が低下する疾患です。正式には「音響性聴覚障害（騒音性難聴）」といい、ヘッドホン難聴のほか、イヤホン難聴などといわれることもあります。近年、若年層に多くみられ、特に問題視されています。ヘッドホンやイヤホンをよく使うという人は、以下に該当する項目はないでしょうか。

- ☒ 大音量で音楽を聴くことが好き。
- ☒ よく電車などで音楽を聴く。
- ☒ 長時間のオンライン会議でイヤホン等を使用する。
- ☒ ノイズキャンセリング機能がないイヤホン等を使用している。
- ☒ イヤホン等で音を聴きながら寝ることが多い。

1つでもチェックがつくとヘッドホン難聴になる可能性があります。注意したい特徴は、**両方の耳の聞こえが少しずつ悪くなっていくため、自覚しにくいということです。**放置すると聴力の回復は難しくなるため、気づいたときには手遅れということも考えられます。ヘッドホン等を使用するときは使い方に注意し、**違和感を感じたらすぐに耳鼻科を受診してください。**

明るい職場は まず健康診断から

◎労働安全衛生法による 健康診断(巡回)

☆定期健診・特殊健診(じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等)

◎成人病健康診断(巡回)

☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波(エコー)検査

☆腫瘍マーカー検査・眼底検査等

◎人間ドック(東海診療所)

☆お得なセット料金により6コースあります

◎作業環境測定

☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等

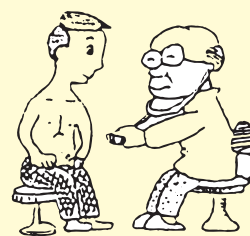
労働基準協会指定

健康診断機関等名簿登載(1-13-03)・作業環境測定機関等名簿登載(23-44)

一般
財団法人

全日本労働福祉協会 東海支部

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1 TEL(052)602-4797 FAX(052)602-6821



お申込みは、書面(またはハガキ)並びに電話(またはファックス)のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

(2) 解雇の効力

① 期間の定めのない労働契約の場合

権利の濫用に当たる解雇は、労働契約法の規定により、無効となります。

● 法令（労働契約法第16条）

客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない解雇は、権利を濫用したものとして、無効となります。

② 有期労働契約（期間の定めのある労働契約）の場合

やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間中に解雇できません。

期間の定めのない労働契約を結んでいる場合の解雇よりも、解雇の有効性は厳しく判断されます。

● 法令（労働契約法第17条第1項）

有期労働契約については、やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間が満了するまでの間に解雇することはできません。

労働者派遣契約が中途解約された場合

派遣元の使用者は、派遣先との間の労働者派遣契約が中途解除された場合でも、それが直ちに労働契約法第17条の「やむを得ない事由」に該当するものではないことに注意してください。

労働者派遣法第29条の2に、派遣先の都合で派遣契約を解除する場合は、派遣先は派遣労働者の新たな就業機会の確保、休業手当等の支払に要する負担等の措置を講じなければならない旨が定められています。

「派遣先が講ずべき措置に関する指針」には、休業手当の支払等、労働者派遣契約の解除に伴い生じた派遣元事業主の損害の賠償を派遣先が行わなければならない旨が定められています。

これらを踏まえ、派遣元の使用者は、新たな就業機会の確保ができない場合でも、休業等を行い、解雇は避けるようにしてください。

なお、企業側の都合で派遣労働者を休業させた場合には、派遣元の使用者は、派遣労働者に対して休業手当を支払う必要があります（「1(3)休業手当の支払」を参照）。

(3) 解雇の手続

やむを得ず解雇を行う場合でも、労働基準法に従って、30日前に予告を行うことが必要です。

予告を行わない場合には解雇予告手当を支払うことが必要です。

● 法令（労働基準法第20条）

解雇を行う場合には、解雇しようとする労働者に対して、以下のことをしなければなりません。

- ・ 少なくとも30日前に解雇の予告（予告の日数が30日に満たない場合には、その不足日数分の平均賃金（解雇予告手当）を支払う必要があります。）
- ・ 予告を行わない場合には、30日分以上の平均賃金（解雇予告手当）の支払

参 考：ハローワークへの届出や通知

やむを得ず一定期間内に相当数の離職者が発生する場合や、高年齢者・障害者・外国人を解雇する場合は、ハローワークに届出や通知を行うことが必要です。

詳しくは最寄りの都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせください。

次号に続く

江南労働基準協会お知らせ

- 令和7年度江南労働基準協会通常総会
・日時 令和7年5月23日(金) 15時～ 通常総会 17時15分～ 懇親パーティー
・特別講演 メンタルヘルス&コミュニケーションカウンセラー 長坂 麻須美 氏
・会場 ルートイングランティア小牧
特別公演及び懇親パーティーはどなたでも参加できます。申込書はHPから
- 令和7年度江南労働基準協会安全週間説明会
・日時 令和7年6月10日(火) 13時30分～
・会場 江南市民文化会館
・申込 当協会HPから申込書をダウンロードしFAXしてください。
- 令和7年度建災防江南分会通常総会及び安全週間説明会
・日時 令和7年6月12日(木) 13時～ 通常総会 14時～ 安全週間説明会
・会場 大山市民交流センター (フロイデ)

令和7年 愛知県の全産業死亡災害一覧

愛知労働局 労働基準部 安全課

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R7.3.6. 2025 8:04	爆発 爆発性の物等	橋梁基礎工事現場において、杭打機(クラッシュパイラー)により鋼矢板を圧入作業中、鋼矢板と杭打機を仮止めするために溶接した箇所について、次の鋼矢板を建て込む前の清掃を行うため、杭打機に近づいた被災者が、杭打機の可動部に頭部を挟まれたもの。
事業場規模 300～499名		業種 輸送用機械等製造業 40代 その他の職種 経験 10年
R7.3.12. 2025 18:00	はさまれ・巻き込まれ その他の一般動力機械	製造ラインの清掃作業中、製造ライン上の金型と金型上部に設置された局所排気装置のフード部に頭部を挟まれたもの。病院へ搬送されたが、その後死亡したもの。
事業場規模 100～299名		業種 化学工業 10代 製造業 経験 0年
R7.3.15. 2025 7:10	交通事故(道路) トラック	ダンプを運転中、カーブを曲がり切れず中央分離帯に衝突した。その後、死亡が確認されたもの。
事業場規模 9名以下		業種 商業 70代 配達員 経験 15年

愛知労働局管内死亡災害発生状況
(令和7年4月3日現在)

※()内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種	年別	令和7年速報値	令和6年同期(速報値)	令和6年確定値
製 造 業		2(0)	1(0)	8(1)
食料品製造業		0(0)	0(0)	1(0)
化 学 工 業		1(0)	0(0)	(0)
鉄鋼・非鉄金属		0(0)	0(0)	(0)
金 属 製 品		0(0)	0(0)	1(0)
一般電気・輸送用		1(0)	0(0)	3(1)
そ の 他		0(0)	1(0)	3(0)
建 設 業		1(0)	0(0)	9(2)
土木工事業		1(0)	0(0)	2(0)
建築工事業		0(0)	0(0)	3(1)
そ の 他		0(0)	0(0)	4(1)
陸上貨物運送事業		0(0)	1(0)	3(1)
商 業		1(1)	3(2)	9(6)
卸 売 業		0(0)	0(0)	1(0)
小 売 業		1(1)	2(1)	7(5)
そ の 他		0(0)	1(1)	1(1)
清 掃 ・ と 畜 業		0(0)	1(0)	2(0)
上記以外の事業		1(0)	0(0)	3(1)
合 計		5(1)	6(2)	34(11)

令和6年・7年 労働災害発生状況

江南労働基準監督署

	業 種	令和7年 3月末現在		令和6年 (確定)		業 種	令和7年 3月末現在		令和6年 (確定)	
		死亡	休業	死亡	休業		死亡	休業	死亡	休業
製 造 業	食料品製造業	0	4	0	20	建 設 業	0	4	0	22
	繊維工業	0	0	0	2	運輸交通業	0	12	1	53
	木材・木製品 製 造 業	0	0	0	0	陸上貨物取扱業	0	1	0	18
	パルプ・紙・ 印刷・製本業	0	0	0	3	商 業	0	11	0	36
	化学工業	0	2	0	7	金融・広告業	0	1	0	8
	窯業・土石 製品製造業	0	2	0	4	保健・衛生業	0	12	0	63
	鉄鋼業・非鉄 金属製造業	0	0	0	1	接客娯楽業	0	2	0	17
	金属製品製造業	0	0	0	11	清掃・と畜業	0	0	0	11
	一般機械 器具製造業	0	2	1	8	その他の事業	0	0	0	15
	電気機械 器具製造業	0	1	0	3	合 計	0	54	2	319
業	輸送用機械 器具製造業	0	0	0	10	注	・休業4日以上 の労働災害を 集計(労働者死傷病報告による)。 ・「木材・木製品製造業」は、木 製家具・装備品製造業を含む。 ・「金属製品製造業」は、金属製 家具・装備品製造業を含む。			
	その他の製造業	0	0	0	7					
	小 計	0	11	1	76					

江南労働基準協会講習会・研修会予定表(5月～9月)

最新の情報は江南協会HPで

	講習	5月	6月	7月	8月	9月	江南・一宮会場受講料(税込み) 名古屋会場はHPをご覧ください。
特別教育	アーク溶接特別教育 実技は日本軽金属名古屋工場(稲沢)						会 員18,700円 非会員20,900円
	自由研削といし取換え等特別教育	20(名古屋)		8(一宮)		9(名古屋)	会 員 9,350円 非会員11,550円
	低圧電気業務特別教育(実技7Hコース)		18.19(江南)			25.26(江南)	会 員20,350円 非会員22,550円
	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	13(江南)	17(一宮)			12(江南)	会 員 9,350円 非会員11,550円
	粉じん作業特別教育 (希望者にはマスクフィットテストを実施:江南会場のみ)			30(名古屋)		18(江南)	会 員 6,600円 非会員 8,800円
法令・通達に基づく 安全衛生教育・研修	雇入れ時等安全衛生教育						会 員 7,480円 非会員 9,680円
	安全管理者選任時研修				20.21(江南)		会 員17,050円 非会員19,250円
	新任職長・安全衛生責任者教育				4.5(江南)		(職長) 会 員13,200円 非会員15,400円 (安責者併合) 会 員15,950円 非会員18,150円
	フォークリフト運転従事者に対する安全衛生教育	21(江南)					会 員 7,700円 非会員 9,900円
	化学物質管理者講習会	15(江南)				16(一宮)	会 員 9,900円 非会員16,500円
	保護具着用管理責任者講習			4(江南)		4(江南)	会 員12,100円 非会員16,501円
	有機溶剤業務従事者に対する安全衛生教育				6(江南)		会 員 6,600円 非会員 8,800円
その他の教育・訓練 ・研修・勉強会	危険予知訓練(KYT) 4Hコース						会 員 5,500円 非会員 7,700円
	衛生管理者免許試験準備講習(2日講習)			15.16(一宮)			会 員13,200円 非会員15,400円
クレーン関係	クレーン・玉掛(特例)併合講習 (実施機関:住友建機教習所) 実技はヒロセ名古屋工場(犬山) 玉掛技能講習(特例) (実施機関:住友建機教習所) 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)	13.14.15.18 (江南)		8.9.10.13 (江南)			会 員38,000円 非会員39,100円
	クレーン特別教育 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)	14.15.18 (江南)		9.10.13 (江南)			26,000円
	クレーン特別教育 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)	13.14.18 (江南)		8.9.13 (江南)			会 員14,300円 非会員15,400円
	床上操作式クレーン技能講習 (実施機関:住友建機教習所) 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)		19.20.22 (江南)		28.29.31 (江南)		37,000円
	呼吸用保護具 フィットテスト						会員限定、HPをご覧ください。 使い捨ての場合は2,200円/人～
無料講習	全国安全週間説明会/労働衛生週間説明会		10			9	無料
							無料

太字は新規講習 案内・申込書(愛知労働基準協会主催講習は除く)は当協会ホームページからダウンロードしてください。

() は会場:(江南)はHome & nicoホール(江南市民文化会館) (犬山)は犬山市民交流センター(フロイデ)又は犬山市南部公民館 (一宮)は一宮地場産業ファッションデザインセンター

(注) 日程は、会場、講師等の都合により中止又変更する場合があります。

(注) 受講料は、テキスト代等諸般の事情により変更する場合があります。

名北・名西労働基準協会講習会・研修会予定表(5月～7月) 詳しくは各協会HPをご覧ください。
江南協会の講習日程等が合わない場合には、名北、名西協会の講習をご利用ください。

	講習名	5月	6月	7月	名北受講料(税込)	名西受講料(税込)
特別教育	アーク溶接特別教育(学科のみ実技なし)				会 員 15,000円 非会 員 21,000円	
	自由研削といし取換え等特別教育	20(名北)			会 員 10,000円 非会 員 13,330円	
	低圧電気業務特別教育(学科のみ実技なし)	22(名北)	9(名西)		会 員 8,580円 非会 員 13,330円	会 員 10,000円 非会 員 10,560円
	高圧・特別高圧電気業務特別教育(学科のみ実技なし)				会 員 15,000円 非会 員 21,000円	
	フルハーネス型墜落制止用具特別教育		23(名西)	30(名西)		会 員 9,570円 非会 員 11,550円
	粉じん作業特別教育				会 員 7,500円 非会 員 9,990円	
	融欠危険作業特別教育				会 員 5,500円 非会 員 7,700円	
法令、通達に 基づく安全衛生 教育・研修	安全管理者選任時研修	15.16(名北) 26.27(名西)		10.11(名北)	会 員 19,000円 非会 員 24,570円	会 員 17,600円 非会 員 19,800円
	安全衛生推進者養成講習		5.6(名北) 26.27(名西)	28.29(名北)	15,550円	15,550円
	衛生推進者養成講習	9(名西) 29(名北)		24(名北)	10,000円	
	新任職長教育	14.15(名西)	19.20(名北)		会 員 15,550円 非会 員 21,110円	
	新任職長・安全衛生責任者教育	14.15(名西)		18.17(名北)	会 員 16,650円 非会 員 22,220円	会 員 16,170円 非会 員 19,149円
	フォークリフト運転従事者に対する安全衛生教育				会 員 10,000円 非会 員 13,300円	
	化学物質管理者講習会	30(名西)	12(名北)	18(名西)	会 員 15,400円 非会 員 18,700円	会 員 15,000円 非会 員 17,000円
	保護具着用管理責任者講習	13(名北)		25(名西)	会 員 16,500円 非会 員 19,800円	
その他の教育 ・訓練・研修 ・勉強会	KYリーダー養成講習				会 員 10,000円 非会 員 13,300円	
	衛生管理者受験対策講座(2.5日講習)	8.9.23 (名北)			(1種) 会 員 22,200円 非会 員 31,090円	
	衛生管理者受験対策講座(2日講習)					(1種) 会 員 18,150円 非会 員 21,560円
	熱中症予防管理者研修	21(名北)			会 員 6,000円 非会 員 7,000円	

申込みは直接各協会にお申込みください。

名北協会の講習会場は名北協会(名古屋市北区清水1-13-1)、名西協会は、豊和工業厚生会館(清須市須ヶ口)又はウインクあいち(名古屋市中村区名駅4)です。

江南一宮地区の講習日程が合わない場合には、名北、名西協会の講習をご利用ください。

令和7年度 愛知県下各協会合同開催事業 開催予定表(当協会も主催機関です)

種別	講習会名	QRコード	5月	6月	7月	会費(単位:円)		会 場
						会 員	非会 員	
総合労働 講座 法令	1. 労働実務基礎講習(半日)		8	10	15	無 料		名北労働基準協会 他
	2. 労働実務総合研修(1日)			18		10,000	13,330	名北労働基準協会
	3. 労働実務専門講座(4日間)			11 25	9 23	全日 36,700	全日 44,500	名北労働基準協会
	4. 建設業雇用管理者研修(1日)					無 料		名北労働基準協会 他
労働問題 ナー 問題 セミ	1. 令和7年度の労働の動向を聴くセミナー			16		無 料		名古屋能楽堂
	2. 2024年問題対応セミナー		14	16	14	無 料		名北労働基準協会
	3. リスクアセスメントから企業の安全配慮義務違反を考えるセミナー				31	6,900	9,130	ウインクあいち
安全衛生	1. 携帯丸のこ等取扱作業従事者教育				11	7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	2. 振動工具取扱作業安全衛生教育					7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	3. 騒音障害防止対策の管理者に対する労働衛生教育				24	8,690	11,990	あいち産業科学 技術総合センター
	4. ダイオキシシン類特別教育				16	7,330	9,160	名古屋市工業研究所
社員教育	1. 管理能力向上研修	 1～3		23		6,000	7,000	名北労働基準協会
	2. メンタルヘルスマネジメント研修				22	6,000	7,000	名北労働基準協会
	3. 人事考課者研修		19			6,000	7,000	名北労働基準協会
	4. ハラスメント防止研修		27			6,000	7,000	名北労働基準協会
	5. ハラスメント相談担当者研修			24		6,000	7,000	名北労働基準協会
	6. アンガーマネジメント研修		28			6,000	7,000	名北労働基準協会
	7. アサーティブ研修				1	6,000	7,000	名北労働基準協会

・江南労働基準監督署管内の事業所の申込手続きは江南労働基準協会が行います。

給食のいずみ★いずみのお弁当



おいしさと安心をお届け。
いろいろなシーンでさまざまな「食」を創っています。



本社／愛知県丹羽郡大口町下小口三丁目123番地

TEL(0587)95-7181(代)

<https://izumi-lunch.co.jp>



◆愛知北営業所 (0587)95-6123

愛知県HACCP導入認定施設 第1-4号

◆岐阜関営業所 (0575)22-6300

《企業フードサービス》社員レストラン・弁当給食
《ウェルフェアフード 福祉施設給食及び食堂運営・サービス》在宅高齢者配食
《学生フードサービス》学生食堂・幼稚園給食
《ケータリングサービス》出張パーティー・仕出し料理



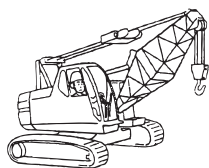
安全を基本に、プロへの道をひらく

免許講習

- クレーン運転士(5T以上)
- 移動式クレーン運転士(5T以上)

特別教育等

- フルハーネス
- 研削といし(グラインダー)
- アーク溶接
- クレーン(5T未満)
- 酸素欠乏症等
- 巻上げ(ウインチ)
- 安全管理者選任時研修
- ローラー
- 高所作業車
- 小型車両系
- 低圧電気
- 粉じん



技能講習

- 玉掛け
- フォークリフト
- 小型移動式クレーン
- 不整地運搬車
- ガス溶接
- 床上操作式クレーン
- 解体用機械
- 車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)
- 高所作業車

国道23号 豊明インターより国道1号線を岡崎方面へ3.5km右側です

愛知労働局長登録教習機関 住友建機販売

住友建機教習所 愛知教習センター

〒448-0002 愛知県刈谷市一里山町深田1-1

TEL 0566-35-1311 FAX 0566-35-1300

<http://nagoya.sumitomokenki.co.jp>

ネット予約はこちらから → すみともけんき 愛知 検索

21世紀をすこやかに 職場の健康管理をサポートいたします

健康診断

人間ドック

保健指導

精密検査

内科

事業所様(健保組合)指定項目など柔軟に対応させていただきます。
ご予約・お問い合わせなど、お気軽にお電話いただければ幸いです。



☎ 0120-582-751

名古屋駅より徒歩約5分。名古屋駅地下街からアクセス可能です。



一般
財団法人

全日本労働福祉協会 東海診療所

〒450-0333 名古屋市中村区名駅南1-24-20 名古屋三井ビルディング新館3階 TEL 052-582-0751

